

# 市立病院からお知らせ

【提出・問合せ先】市立病院総務管理係 ☎②3131 (〒068-2194 三笠市宮本町489番地1)

## 臨時職員募集

職種	資格など	賃金	勤務日	勤務時間
看護師	看護師の免許をお持ちの方	日額9,630円	月～金曜日 ※配置場所によって土・日曜日、祝日の勤務があります。	午前8時15分～午後4時45分 (早出・遅出があります)
准看護師	准看護師の免許をお持ちの方	日額8,200円		
病棟看護助手		日額7,340円		
外来看護助手		日額6,180円	月～金曜日	午前8時15分～午後4時45分
保育士	保育士または幼稚園教諭の免許をお持ちの方	日額7,430円 (時間給960円)	不定 ※利用者との調整により変動があります。	
徴収員	運転免許をお持ちの市内在住の方	日額6,590円 (時間給850円)	月～金曜日	午前8時15分～午後4時45分

【試験日時・会場】後日通知

【試験方法】面接

【採用予定日】4月1日

【応募方法】当院が指定する履歴書を総務管理係で受け取るか、市ホームページからダウンロードし、持参または郵送で提出してください。(市販の履歴書は受け付けできません)

【提出期限・時間】2月10日(金)・午前8時15分～午後4時45分

※郵送可(当日消印有効)

【その他】各職種ともパート勤務の相談もお受けします。また通勤手当、期末手当の支給、基準の時間以上勤務される場合は社会保険、雇用保険に加入します。

## 看護師修学資金をお貸しします

【対象】看護師学校などに在学または通信制に進学を希望する方で次の要件に該当する方

▶ 看護師の免許を受けた後に当院で看護師として働ける方

▶ 通信制に在学または進学することを希望し、当院で准看護師として働ける方

▶ 看護師学校修業時に50歳未満の方

【貸付額】

▶ 看護師学校などのうち、大学などの全日制に在学している方

①主として生計を維持する方と同居している場合…月額60,000円

②上記以外…月額80,000円

▶ 看護師学校などのうち、高等学校の全日制に在学している方

①看護に関する学科に在学している場合…月額50,000円

②専攻科に在学している場合…月額60,000円

▶ 看護師学校などの通信制に進学を希望、または在学している方

①進学を希望している場合…月額50,000円

②在学している場合…月額25,000円

【募集人員】若干名

【貸付金の返還免除】免許を受けた後、貸付期間と同じ期間を当院で勤務された方は、返還を免除します。

【申込方法】市立病院で書類を受け取り、必要事項を記入の上、提出してください。



# 臨時福祉給付金

## (経済対策分)の給付

申請期間は2月15日(水)～5月15日(月)

昨年引き続き臨時福祉給付金(経済対策分)を支給します。

対象と思われる世帯には、申請書類などを2月中旬ごろに郵送しますので、受付期間内に申請してください。

なお、対象と思われる世帯で申請書類が送られてこない場合はご連絡ください。

【対象】  
▼平成28年度臨時福祉給付金支給対象者

▼基準日(平成28年1月1日)に、次の①と②に該当する方

- ①三笠市の住民基本台帳に記録されている方(外国人を含む)
- ②28年度分の市町村民税(均等割)が課税されていない方、または市町村民税を免除された方(市町村民税(均等割)が課税されている方の扶養親族などを除く)

※生活保護制度の被保護者となっている場合などは除かれま

【給付額】

1人：1万5,000円

【申請方法】

▼郵送で申請する場合は、同封の返信用封筒に次の申請書類を入れて返送してください。また、窓口で申請する場合は申請書類と印鑑を持参してください。

▼申請書類

- ①申請書：必要事項を記入し、押印(シャチハタは不可)したもの
- ②本人確認書類の写し：写真付きの本人確認書類(住基カード、運転免許証、パスポートなど)
- ※支給対象者全員分の本人確認書類が必要です。
- ③振り込みを希望する預金通帳の写し
- ※昨年度と同じ口座を希望する

場合は、添付の必要はありません。

【給付方法】

通常使用している通帳に振り込みます。

【申請期間】

2月15日(水)～5月15日(月)

※期間内に申請されなかった場合は、給付できませんのでご注意ください。

※本市の申請期間は他市とは異なりますので、ご注意ください。

※窓口での申請は、市役所開庁時間(平日午前8時30分～午後5時)に手続してください。また郵送での申請は、5月15日の消印まで有効です。

【給付日】

3月以降の給付となりますが、後日送付する交付決定通知書でお知らせします。

☎③3995

【問合先】福祉事務所福祉総務係



## 4月から水道料金が変わります

昨年12月の第4回定例会に提出した水道料金改定案が可決し、4月1日から改定になります。人口減少や業務用の使用水量の減少など料金収入の減少が見込まれるため14.8%引き上げます。水道事業の健全な経営を目的としたものですので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

新水道料金表

( )内は現行料金

用途別	基本水量	基本料金	超過料金
家事用	8㎡まで	1,854円(1,615円)	1㎡につき274円(239円)
業務用	10㎡まで	2,609円(2,273円)	1㎡につき321円(280円)
浴場用	100㎡まで	14,460円(12,596円)	1㎡につき170円(149円)
臨時用	10㎡まで	8,758円(7,630円)	1㎡につき772円(672円)

【偶数月の検針地域】

美園・幌内・清住・唐松・弥生・幾春別・奔別・桂沢

【奇数月の検針地域】

岡山・萱野・大里・多賀・幸・有明・若草・柏・高美・榊・若松・堤本・宮本・本郷・いちきしり・川内・達布・美和

水道料金の適用時期

偶数月の検針と毎月検針の方は、6月請求分から、奇数月の検針の方は7月請求分からとなります。

今後も、水道会計の健全な経営を確保するため、計画的な料金改定を予定しています。



【問合先】水道課水道管理係 ☎③3178